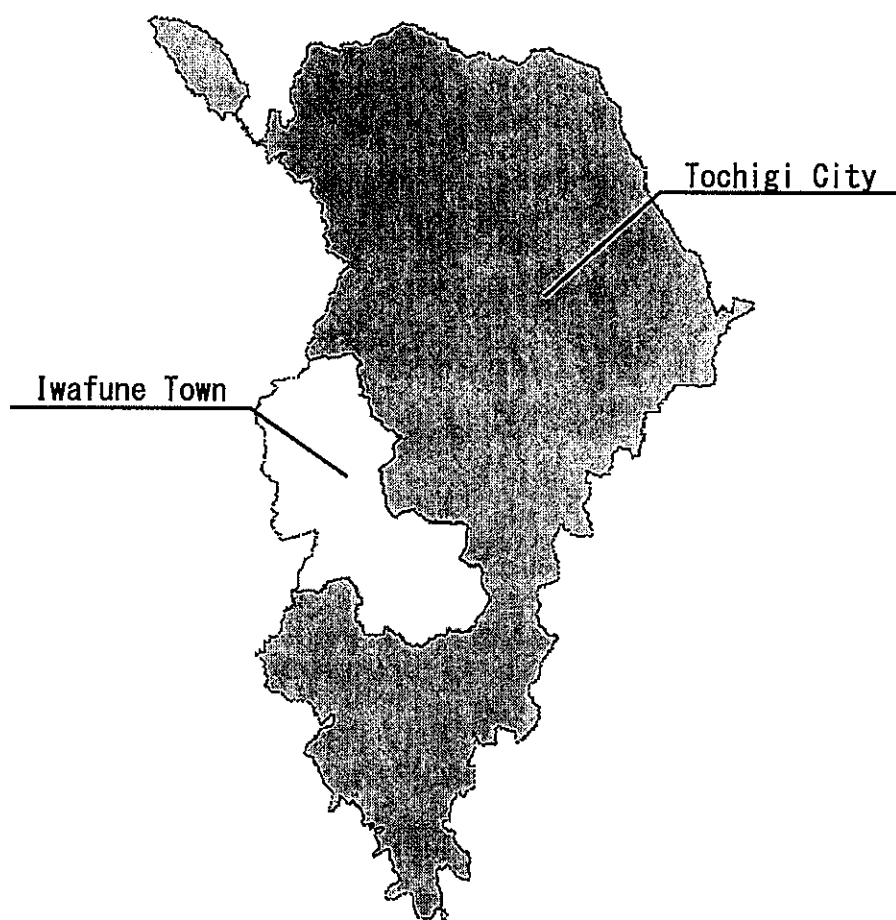


第9回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ③



日時：平成24年11月12日（月）午後2時00分

会場：栃木市国府公民館

目 次

報告事項

合併協定項目以外の主な調整方針について（生活環境部会）

B ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

C ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Bランク

(生活環境部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	行政相談委員に関すること	【概要】 市長推薦で総務大臣委嘱 8人で任期2年 【行政相談に関する担当業務内容】 ①行政相談委員の推薦 ②相談会場の確保 ③春、秋の行政相談週間の周知 ④街頭啓発会場確保及び配布物品準備 ⑤地区別行政相談業務連絡会議の出席 ⑥行政相談票の整理 ⑦行政相談委員との連絡調整	【概要】 町長推薦で総務大臣委嘱 1人で任期2年 【行政相談に関する担当業務内容】 ①行政相談委員の推薦 ②相談会場の確保 ③春、秋の行政相談週間の周知 ④街頭啓発会場確保及び配布物品準備 ⑤地区別行政相談業務連絡会議の出席 ⑥行政相談委員との連絡調整	現行のとおりとする。
	5	行政相談委員の推薦、行政相談の広報については、本庁で行う。相談委員との連絡調整、相談会の会場設営等については、それぞれの管内の本庁、各総合支所の相談担当において支援を行う。		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	住民基本台帳・住基システムに関するこ と	住民基本台帳を整備し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 株式会社ＴＫＣの住基システムによりデータを管理すると共に、住民基本台帳ネットワークシステムへ接続し、行政機関への情報提供を行う。	住民基本台帳を整備し、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。 株式会社ＴＫＣの住基システムによりデータを管理すると共に、住民基本台帳ネットワークシステムへ接続し、行政機関への情報提供を行う。	現行のとおりとする。
	4 2			
3	出産・葬祭の給付に 関すること	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に世帯主に 420,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に葬主に 50,000 円支給	・出産育児一時金 被保険者が出産した場合に世帯主に 420,000 円支給 ・葬祭費 被保険者が死亡した場合に葬主に 50,000 円支給	現行のとおりとする。
	2 6			
4	短期保険証・資格証 明書発行事務に関す ること	国民健康保険税を滞納している世帯に対し、納税を促すために発行する。	国民健康保険税を滞納している世帯に対し、納税を促すために発行する。	現行のとおりとする。
	3 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
事務事業名 事務事業番号			
消費者行政に関する こと	【情報提供・啓発】 消費者が自ら、安全で合理的な消費生活を送るため に、各種情報の提供、啓発を実施 ①消費者教育研修会の実施 ②消費生活展の開催 ③広報誌等による啓発等 ④消費者向け啓発講座の開催 【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施 【消費生活基本計画の策定】 消費生活条例の制定に伴い、基本計画を策定する。 消費者教育研修会について、市の消費者団体等を 対象として実施する。広報誌等による啓発、消費生 活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関する立入 検査は、本庁で行っている。消費者団体と一緒に 行う啓発事業は、それぞれ管内の本庁、総合支所が行 う。消費者月間啓発事業及び消費生活展については、 本庁、総合支所共に協力して行っている。	【情報提供・啓発】 ①消費者への情報提供（随時） ②広報誌等による啓発等 ③啓発演劇公演 【消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関すること】 立入検査の実施	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	現 況						調整内容
	事務事業番号	栃木市					岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
2	消費者団体の支援 に関すること	地域の消費者 リーダーを育成 するため、消費生 活について自主 的に研修する団 体を支援する。	地域の消費者 リーダーを育成 するため、消費生 活について自主 的に研修する団 体を支援する。	地域の消費者 リーダーを育成 するため、消費生 活について自主 的に研修する団 体を支援する。	該当団体無し	該当団体無し	消費者友の会 などの該当団体 は無いが、消費生 活リーダー養成 講座受講者（公募 や岩舟町から推 薦した人）に旅費 を補助する。 （1～2人）	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	9 1	・栃木市消費者友 の会への支援（補 助金の支出等）	・大平町消費者友 の会への支援（補 助金の支出等）	・藤岡町消費生活 友の会への支援 （補助金の支出 等）				
3	事務事業名	現 況						調整内容
	事務事業番号	栃木市			岩舟町			
		一般市民相談に関 すること	【場所】 市役所 1 階及び総合相談会場 【相談内容】 様々な民事、家事相談などについて、市民相談員 及び職員が役所の開庁時に随時応じる。 【22年度実績】 1, 407件	【場所】 町役場 1 階市民相談室 【相談内容】 様々な民事、家事相談などについて、職員が役所 の開庁時に随時応じる。 【22年度実績】 30件			栃木市の例により合 併時に統合する。	
7								

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	現 況					調整内容	
		栃木市						岩舟町
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
4	市民無料法律相談 に関すること	【弁護士相談概要】 ・開催日時 毎月第2・4金曜日 10：00～12：00 ・開催場所 市役所3階正庁 ・定員 約12人/日 ・受付 事前予約制 ※総合相談の一 相談項目として実 施。弁護士1人。	【弁護士相談概要】 ・開催日時 奇数月第3木曜日 10：00～12：00 ・開催場所 隣保館 ・定員 約6人/日 ・受付 事前予約制 ※隣保館事業相 談業務（人権推進課 所管）の一相談事業 として実施。弁護士 1人。	【弁護士相談概要】 ・開催日時 偶数月第3火曜日 10：00～12：00 ・開催場所 藤岡公民館 ・定員 約6人/日 ・受付 事前予約制 ※弁護士1人。	該当無し	該当無し	【弁護士相談概要】 ・開催日時 月初めの8のつく 日（祝日の場合は 前日） 9：30～11：30 ・開催場所 健康福祉センタ ー「遊楽々館」 ・定員 約6人/日 ・受付 事前予約制 ※心配ごと相談 業務（健康福祉課か ら社会福祉協議会 に委託）の一相談事 業として実施。弁護 士1人。	
		【22年度実績】 ・弁護士相談 219件	【22年度実績】 ・弁護士相談 27件	【22年度実績】 ・弁護士相談 28件	【22年度実績】 ・弁護士相談 46件			
6		【弁護士業務に係 る担当業務】 ・弁護士相談員の委 嘱（任期1年） ・市民からの相談予 約受付（面接ないし 電話）及び相談票作 成 ・相談日当日の受付 ・相談票の整理 ・広報とちぎによる 周知	【弁護士業務に係 る担当業務】 ・弁護士相談員の委 嘱（任期特になし） ・市民からの相談予 約受付（面接ないし 電話） ・相談日当日の受付 ・広報とちぎ、隣保 館だよりによる周 知	【弁護士業務に係 る担当業務】 ・弁護士相談員の委 嘱（任期1年） ・市民からの相談予 約受付（面接ないし 電話） ・相談日当日の受付 ・広報とちぎによる 周知	該当無し	該当無し		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	総合相談に関するこ と	【総合相談概要】 ・開催日時 毎月第２・４金曜日 10:00～12:00 ・開催場所 市役所３階正庁 ・受付 弁護士相談のみ事前予約制 ・相談項目 弁護士相談、市民相談、行政相談、人権相談、家庭児童相談、青少年相談、移動県民相談 【２２年度実績】 252件	【心配ごと相談概要】 ・開催日時 毎月８のつく日（祝日の場合は前日） 弁護士相談は月初めの８のつく日。予約制で時間は9:30～11:30。一般相談は13:30～16:30（予約なし） ・開催場所 健康福祉センター「遊楽々館」相談室 ・受付 弁護士相談のみ事前予約制 ・相談項目 弁護士相談、町民相談、行政相談、人権相談等 【２２年度実績】 46件	栃木市の例により合併時に統合する。 法律相談以外の相談は、社会福祉協議会と連携を図り、合同相談として実施する。
	8	・本庁において毎月２回実施している。 ・大平、都賀、西方総合支所においては、合同相談として対応している。 （大平、都賀、西方総合支所の合同相談においては、一部社会福祉協議会の心配ごと相談と連携を図り対応している。） ・藤岡総合支所においては、弁護士相談、行政相談により対応している。		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	戸籍システムに関すること	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理している。 株式会社富士ゼロックスのシステムを導入している。	戸籍電算システムにより戸籍簿及び除籍簿を管理している。 富士通株式会社のシステムを導入している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	26			
7	印鑑登録に関すること	印鑑条例に基づき印鑑登録事務を行っており、登録原票等は本庁及び各総合支所で保存している。 印鑑登録証については、旧1市4町の登録証と現在の登録証を交換している。	印鑑条例に基づき印鑑登録事務を行い、登録原票等を保存している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	46			
8	住民基本台帳ネットワークシステムに関すること	住民基本台帳の情報を記録したシステムのネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築している。 住基カードの受付・作成・交付等を行う。 住基カードの申請・交付については、本庁・各総合支所で行い、作成は本庁で行う。	住民基本台帳の情報を記録したシステムのネットワーク化を図り、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築している。 住基カードの受付・交付等を行う。 住基カードの作成については、財団法人地方自治情報センターへ委託している。	栃木市の例により合併時に統合する。（住基カードの発行については、栃木市の例により自前発行とする）
	59			
9	自動交付機に関すること	印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付について、自動交付機を設置することにより、市民サービスの向上及び窓口業務の効率化を図る。 本庁舎及びプラッツおおひらに設置している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	93			
10	証明書コンビニ交付に関すること	住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニエンスストアでの交付について、実施することで検討している。（平成25年6月実施予定）	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	97			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1 1	登録型本人通知制度 に関すること	事前登録をした方の住民票の写し等が第三者により取得された場合に、事前登録者に交付したことをお知らせする「登録型本人通知制度」を平成24年6月から実施している。	制度の導入について、現在検討中である。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 8			
1 2	後期高齢者医療健康 調査事務に関するこ と	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。 ■目的 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病を早期発見し治療につなげるため実施するもの。 ■概要 ・実施方法 集団健診及び個別健診方式 ・実施場所 集団 保健福祉センター等 個別 指定検診機関 ・健診項目 特定健診と同じ ・実施時期 6月から翌年1月 ・自己負担額 0円	栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により、後期高齢者医療対象者に対し、健診を行う。 ■目的 糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病を早期発見し治療につなげるため実施するもの。 ■概要 ・実施方法 集団健診 ・実施場所 集団 健康福祉センター等 ・健診項目 特定健診と同じ ・実施時期 4月から翌年1月 ・自己負担額 0円	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 6			
1 3	一般廃棄物処理有料 化等の検討に関する こと	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行い、基本的な事項について統一を図った。 ・平成24年度に策定する環境基本計画の中で検討を進める。	・一般廃棄物処理有料化等について、栃木地区広域行政事務組合の構成市町による委員会及び部会で検討を行い、基本的な事項について統一を図った。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
14	し尿処理施設の維持 管理運営に関するこ と	西方町との合併に伴い、栃木地区広域行政事務組 合で管理運営していた衛生センターが市に移管され ている。	岩舟町内から排出されるし尿について佐野地区衛 生施設組合（佐野市・栃木市（藤岡地域）・岩舟町 で構成）で処理している。 ・し尿処理施設 佐野地区衛生センター	栃木市（藤岡地域） の例により合併時に統 合する。
	103			
15	勤労者体育センタ－ に関すること	勤労者等の健康保持増進とスポーツの振興を図る。 ・指定管理者制度導入施設平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間) ・使用許可申請書関係 ・使用料等の収納管理 ・運営委員会の開催 ・施設の維持管理	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	28			
16	働く婦人の家事業に 関すること	市内在住・在勤の女性を対象に、女性の社会進出促進やそ の意識の向上、福祉の増進に資する事業を行なう。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
17	男女共同参画推進指導員に関する事 12	男女共同参画の推進に向け、啓発指導を行なう指導員を置く。 ・1名 ・とちぎし男女共生大学の企画・運営 ・男女共同参画に関する出前講座講師 ・男女共同参画活動に対する指導・助言等 ・週23時間15分勤務（週3日）	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	市民会館の管理に関する事 302	勤労青少年ホーム・働く婦人の家・技能センター・勤労者体育センターを総称して市民会館とし、総合的に管理する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。

3. 合併後に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	資源再利用化事業（集団回収）に関する事 18	・資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付する。 ・回収量1kgにつき3円、1回当たりの回収量を500kg以上とし、年間10万円を限度とする。	・資源物回収活動を実施した団体に対し報償金を交付する。 ・回収量1kgにつき4円、回収1回につき2,000円、12回を限度とする。	合併時は現行のとおりとし合併後に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	現 況					調整内容	
		栃木市						岩舟町
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
29	技能センターの管理運営に関すること	勤労青年の福祉増進を図るため、職業訓練施設としての栃木共同高等産業技術学校へ施設を貸与するもの	該当なし	該当なし	該当なし	職業訓練法により認定職業訓練、その他職業訓練に 関し必要な業務を行うことにより職業人としての有意な養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図る。	合併時は現行のとおりとし合併後に再編する。	
		・行政財産使用許可事務 ・栃木共同高等産業技術学校への運営費補助金交付 基本額 500 千円＋40 千円×生徒数 (予算の範囲内)				・鹿沼共同高等産業技術学校への運営費負担金 100 千円		

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(生活環境部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

1. 現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名	岩舟町	
	事務事業番号		
1	戸籍届出・受付・記載事務に関すること	戸籍届出の受付・記載事務等を行う。	現行のとおりとする。
	1 6		
2	戸籍届出の審査受理に関すること	窓口で受領した届書の記載内容について、関係法令との適合性、記載漏れ等を諸帳簿及び添付書類に従って審査する。審査後、適法又は不適法な記載の届書と判断し、受付を認容（受理）又は拒否する（不受理）行政処分を行う。	現行のとおりとする。
	1 7		
3	戸籍記載審査に関すること	戸籍記載審査事務は、受付・審査を経て受理された戸籍届出の行為について、戸籍原本にて適切に記載されているかを審査する。	現行のとおりとする。
	1 8		
4	戸籍等の副本作成・送付に関すること	年に2回磁気ディスクにより作成し、宇都宮地方方法務局栃木支局へ提出する。	現行のとおりとする。
	1 9		
5	戸籍の統計事務に関すること	届出事件数・戸籍謄抄本等交付件数を記した年次事件表を作成し、宇都宮地方方法務局栃木支局へ提出する。	現行のとおりとする。
	2 2		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	戸籍訂正に関するこ と	戸籍及び除籍の訂正、記載、調査、審査等を行う。	戸籍及び除籍の訂正、記載、調査、審査等を行う。	現行のとおりとす る。
	2 3			
7	戸籍再製に関するこ と	戸籍再製に関する手続きを行う。	戸籍再製に関する手続きを行う。	現行のとおりとす る。
	2 4			
8	戸籍法に基づく法務 局への許可申請に関 すること	届書の受理照会、戸籍訂正許可申請等を行う。	届書の受理照会、戸籍訂正許可申請等を行う。	現行のとおりとす る。
	2 5			
9	涉外戸籍に関するこ と	涉外戸籍の届出書の審査・受理を行い戸籍に記載す る。	涉外戸籍の届出書の審査・受理を行い戸籍に記載す る。	現行のとおりとす る。
	2 7			
1 0	戸籍届出本人確認に 関すること	本人確認を行うことにより第三者による虚偽の戸籍 届出を防止する。	本人確認を行うことにより第三者による虚偽の戸籍 届出を防止する。	現行のとおりとす る。
	2 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1 1	相続税法第 5 8 条の 通知に関すること	相続税法第 5 8 条の規定による、第 1 号法定受託 事務である。 ※相続税法第 58 条	相続税法第 5 8 条の規定による、第 1 号法定受託 事務である。 ※相続税法第 58 条	現行のとおりとす る。
	2 9	市町村長その他戸籍に関する事務を管掌するもの は、死亡又は失踪に関する届出を受理したときは、 当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した 日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地 の所轄税務署長に通知しなければならない。	市町村長その他戸籍に関する事務を管掌するもの は、死亡又は失踪に関する届出を受理したときは、 当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した 日の属する月の翌月末日までにその事務所の所在地 の所轄税務署長に通知しなければならない。	
1 2	人口動態調査に関す ること	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基 づく指定統計であり、第 1 号法定受託事務である。	人口の動向を恒常的に調査するもので、統計法に基 づく指定統計であり、第 1 号法定受託事務である。	現行のとおりとす る。
	3 0			
1 3	破産・成年被後見人 事務に関すること	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登 記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身 分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成 し、保管する。	破産の宣告が確定した破産者及び成年被後見人の登 記がされている者を把握し、身分調査の照会及び身 分証明書の該当事項に記載するための名簿を作成 し、保管する。	現行のとおりとす る。
	3 1			
1 4	外国人住民の住所異 動等に関すること	外国人住民の出生や転入、転出等の住所異動等の受 付及び事務処理を行う。	外国人住民の出生や転入、転出等の住所異動等の受 付及び事務処理を行う。	現行のとおりとす る。
	3 3			
1 5	特別永住者に関する こと	特別永住者の特別永住者証明書の交付に伴う事務を 行う。	特別永住者の特別永住者証明書の交付に伴う事務を 行う。	現行のとおりとす る。
	3 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	外国人住民の照会に関する こと	他市町村・行政機関・警察など、公共機関等からの照会に回答する。	他市町村・行政機関・警察など、公共機関等からの照会に回答する。	現行のとおりとする。
	36			
17	管内戸籍事務協議会 事務局に関する こと	戸籍及び住民基本台帳に関する事務の研究及び改善進歩を図るための協議会の事務局を担う。	該当なし	現行のとおりとする。
	37			
18	管内戸籍事務協議会 に関する こと	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	38			
19	栃木県連合戸籍住民 基本台帳事務協議会 に関する こと	協議会に関する事務を行う。	協議会に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	39			
20	身上調査及び刑罰の 作成に関する こと	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本等を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、市保有の犯罪人名簿民刑システムにて犯歴の有無を確認し、回答する。	①警察署、検察庁等からの「身上調査照会書」に対して回答書を作成し、必要に応じて該当者の戸籍謄本等を添付し返送する。 ②都道府県及び市町村からの「身元調査」に対して、該当者の氏名、本籍、生年月日を戸籍にて確認し、町保有の犯罪人名簿にて犯歴の有無を確認し、回答する。	現行のとおりとする。 ただし、犯罪人名簿については、栃木市の例により合併時に統合する。
	40			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2 1	犯歴事務に関するこ と	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	身分証明事務及び公職選挙法に規定する選挙人名簿調整事務を行う。	現行のとおりとする。
	4 1			
2 2	住民基本台帳登録・異動処理事務に関すること	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。 原則として公的な本人確認書類により取扱う。 代理人申請については委任状を求める。	住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の整備及び住民異動の処理を行う。 原則として公的な本人確認書類により取扱う。 代理人申請については委任状を求める。	現行のとおりとする。
	4 3			
2 3	住民基本台帳年報、月報に関すること	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	【年報】 年間窓口処理件数に基づき、住民基本台帳年報を県に報告する。 【月報】 毎月の人口・世帯数、住民票記載・消除数を県に報告する。	現行のとおりとする。
	4 4			
2 4	住民票、戸籍謄・抄本、その他の証明交付事務に関すること	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。 原則として公的な本人確認書類により取扱う。 代理人請求については委任状を求める。	戸籍・住民基本台帳に関する証明の申請者に証明書の交付を行う。 原則として公的な本人確認書類により取扱う。 代理人請求については委任状を求める。	現行のとおりとする。
	4 5			
2 5	印鑑証明書の交付に関すること	印鑑条例に基づき印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。 印鑑登録証と原則として公的な本人確認書類により取扱う。	印鑑条例に基づき印鑑登録をした者に、印鑑登録証明書を交付する。 印鑑登録証と原則として公的な本人確認書類により取扱う。	現行のとおりとする。
	4 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
26	住民異動届による市町村間の通知に関すること	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	戸籍の附票と住民票の記載を相互に関連させ、住民に関する記録の正確性・連続性を確保する。	現行のとおりとする。
	48			
27	住民票閲覧に関すること	閲覧用全住民リストを整備して、閲覧の請求に応じる。	閲覧用全住民リストを整備して、閲覧の請求に応じる。	現行のとおりとする。
	49			
28	附票の整備に関すること	戸籍の附票に、転入転居等の住民異動や戸籍届出に基づく異動を適正に反映させる。	戸籍の附票に、転入転居等の住民異動や戸籍届出に基づく異動を適正に反映させる。	現行のとおりとする。
	50			
29	住居表示附定事務に関すること	旧栃木市の一部において実施している住居表示地区に建物その他工作物を新築や改築等をした場合に、住居表示番号を附定する。 本庁のみ実施している。	該当なし	現行のとおりとする。
	51			
30	住民基本台帳事務における支援措置に関すること	DV・ストーカー等の被害による支援措置申出を受け、または通知を受けた際、処理を行う。	DV・ストーカー等の被害による支援措置申出を受け、または通知を受けた際、処理を行う。	現行のとおりとする。
	53			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3 1	郵便請求に係る諸証明の交付に関するこ と	郵送による戸籍謄抄本、住民票の写し等の請求に基づき証明書の交付を行う。	郵送による戸籍謄抄本、住民票の写し等の請求に基づき証明書の交付を行う。	現行のとおりとする。
	5 4			
3 2	公用請求に係る諸証明の交付に関するこ と	窓口又は郵送による各官公庁からの戸籍謄抄本、住民票の写し等の請求に基づき証明書の交付を行う。	窓口又は郵送による各官公庁からの戸籍謄抄本、住民票の写し等の請求に基づき証明書の交付を行う。	現行のとおりとする。
	5 5			
3 3	住民基本台帳実態調査に関すること	住民票の記載が事実と反する疑いのあるとき等、市長が必要と認める場合に、現地調査を実施する。	住民票の記載が事実と反する疑いのあるとき等、町長が必要と認める場合に、現地調査を実施する。	現行のとおりとする。
	5 6			
3 4	臨時運行許可の発行事務に関すること	登録前の自動車、車検の切れている自動車に対し、最小限の運行について特例として許可する。	登録前の自動車、車検の切れている自動車に対し、最小限の運行について特例として許可する。	現行のとおりとする。
	5 7			
3 5	住基ネットワークシステムの管理運用に関すること	住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関する規程に基づき、円滑かつ安全な管理運用を実施する。	住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関する規程に基づき、円滑かつ安全な管理運用を実施する。	現行のとおりとする。
	6 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
36	住民票の除票の保管 に関すること	除票や改製原住民票になったものを保存し、交付 請求があった場合、旧栃木市、旧西方町のものは全 て交付し、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町のもの は平成17年4月1日以降に除票となったものだけに 限り交付している。	除票や改製原住民票になったものを保存し、交付 請求があった場合、交付している。	現行のとおりとす る。
	61			
37	埋火葬の許可に関す ること	死亡や死産届けのあった遺体の埋葬又は火葬を許 可する。 また、医師の診断書のある身体の一部や、大学病 院等からの献体についても、許可を行う。	死亡や死産届けのあった遺体の埋葬又は火葬を許 可する。 また、医師の診断書のある身体の一部や、大学病 院等からの献体についても、許可を行う。	現行のとおりとす る。
	62			
38	公的個人認証サービ スに係る電子証明書 発行に関すること	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請 の受け付け・発行を行う。 (財)自治体衛星通信機構への発行手数料（1件あ たり500円）の払出を行う。	公的個人認証サービスによる電子証明書発行申請 の受け付け・発行を行う。 (財)自治体衛星通信機構への発行手数料（1件あ たり500円）の払出を行う。	現行のとおりとす る。
	67			
39	旅券事務に関するこ と	平成22年10月から権限移譲により一般旅券の 申請受付・交付を行っている。	平成22年10月から権限移譲により一般旅券の 申請受付・交付を行っている。	現行のとおりとす る。
	95			
40	印紙等購買基金に関 すること	収入印紙及び栃木県収入証紙の取扱いについて は、基金により管理している。	該当なし	現行のとおりとす る。
	96			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4 1	国民年金事務に関する こと	国民年金全般（相談・市民への広報活動）による協力連携 事務、市広報・年金窓口にて制度周知	国民年金全般（相談・町民への広報活動）による協力連携 事務、町広報・年金窓口にて制度周知	現行のとおりとす る。
	1			
4 2	年金給付事務に関する こと	国民年金法施行令第1条の2に基づき市が処理する事務の 各種届出書の受理・審査を行い日本年金機構へ送付する。	国民年金法施行令第1条の2に基づき町が処理する事務の 各種届出書の受理・審査を行い日本年金機構へ送付する。	現行のとおりとす る。
	2			
4 3	福祉年金関係事務に 関すること	毎年7月に日本年金機構へ老齢福祉年金受給権者提示届関 係連名簿を提出する。	毎年7月に日本年金機構へ老齢福祉年金受給権者提示届関 係連名簿を提出する。	現行のとおりとす る。
	4			
4 4	事務費交付金業務に 関すること	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事 業 国民年金法第 86 条の規定に基づき厚生労働省関東信越 厚生局へ提出	基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金事務事 業 国民年金法第 86 条の規定に基づき厚生労働省関東信越 厚生局へ提出	現行のとおりとす る。
	5			
4 5	国民年金資格異動届 の受理に関すること	国民年金第1号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居 等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付 書類等により内容を確認し受理する。	国民年金第1号被保険者の取得・喪失・転入・転出・転居 等その他異動届があった場合には、年金手帳及びその他添付 書類等により内容を確認し受理する。	現行のとおりとす る。
	6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
46	国民年金の免除申請等の受理に関すること	国民年金の保険料の免除・保険料免除（全額・一部納付）申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	国民年金の保険料の免除・保険料免除（全額・一部納付）申請により前年の所得状況に応じて全額免除又は一部納付となる。	現行のとおりとする。
	7			
47	国民年金各種裁定請求書の受付に関すること	国民年金各種裁定請求書の受付 老齢基礎年金・障害年金・遺族基礎年金等の請求書の受付、 日本年金機構への提出	国民年金各種裁定請求書の受付 老齢基礎年金・障害年金・遺族基礎年金等の請求書の受付、 日本年金機構への提出	現行のとおりとする。
	8			
48	国民年金各種年金の死亡に関する届けに 関すること	国民年金法に基づき、各種年金の死亡に関する届けにより、 年金の適正受給を図る。	国民年金法に基づき、各種年金の死亡に関する届けにより、 年金の適正受給を図る。	現行のとおりとする。
	9			
49	死亡一時金請求書の 受理に関すること	国民年金法に基づき、死亡者の遺族へ一時金の支給事務を行う。	国民年金法に基づき、死亡者の遺族へ一時金の支給事務を行う。	現行のとおりとする。
	10			
50	国民年金老齢福祉年金に関すること	国民年金法（旧法）に基づき福祉年金関係係届出事務を行う。	国民年金法（旧法）に基づき福祉年金関係係届出事務を行う。	現行のとおりとする。
	11			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5 1	国民年金障害基礎年金に関すること	国民年金法に基づき、障害者に障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又は 2 級（納付要件あり）に支給	国民年金法に基づき、障害者に障害基礎年金を支給 国民年金法の障害等級 1 級又は 2 級（納付要件あり）に支給	現行のとおりとする。
	1 2			
5 2	国民年金法定免除に関すること	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	生活保護法等の公的扶助を受けている人の保険料納付義務免除	現行のとおりとする。
	1 3			
5 3	国民年金相談に関すること	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	国民年金法に基づく受給権の発生に関する事務等	現行のとおりとする。
	1 4			
5 4	国民健康保険制度の普及啓発活動に関すること	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 市のホームページを通じて PR する。	広報紙に医療費の状況、制度改正の内容等を掲載 被保険者証更新時、各種パンフレット等を配布 町のホームページを通じて PR する。	現行のとおりとする。
	1 7			
5 5	国民健康保険調整交付金等申請事務に関すること	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもの	現行のとおりとする。
	1 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
56	訪問指導事業に関する こと	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	重複、頻回受診の被保険者に対して、訪問指導を行い、医療費の抑制を図る。	現行のとおりとす る。
	19			
57	国保高額療養費支給 事務に関する こと	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は条例で 制定しておらず、実施していない。 また、1年間で支払った国保と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を合算高額療養費として支給する。	被保険者の支払った一部負担金に対して、限度額を超えた分を申請により支給し負担の軽減を図る。貸付制度は条例で 制定しておらず、実施していない。 また、1年間で支払った国保と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を合算高額療養費として支給する。	現行のとおりとす る。
	20			
58	国民健康保険限度額 適用・標準負担減額 認定証交付事務に関 すること	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	国民健康保険被保険者において、入院時の自己負担額の軽減を図る。 また、所得の低い方の医療費の軽減を図る。	現行のとおりとす る。
	21			
59	国保特定疾病療養受 給者証交付事務に関 すること	厚生労働大臣が定める治療を長期継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	厚生労働大臣が定める治療を長期継続して行う被保険者に対し、負担の軽減を図る。	現行のとおりとす る。
	22			
60	国保療養費支給事務 に関する こと	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの療養費の支給、及び海外療養費の支給	柔道整復師による施術、補装具（コルセット）あんま、マッサージ、はり灸などの療養費の支給、及び海外療養費の支給	現行のとおりとす る。
	23			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6 1	国保共同事業に関する こと	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	高額な医療費の発生による保険者の財政運営の安定、負担金の平準化を図るための制度	現行のとおりとす る。
	2 7			
6 2	国保第三者行為請求 行為求償事務に関する こと	被保険者が交通事故等で第三者から受けた傷病に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者に損害賠償を請求する。	被保険者が交通事故等で第三者から受けた傷病に係る治療費に対して保険給付を行った場合、第三者に損害賠償を請求する。	現行のとおりとす る。
	2 8			
6 3	療養給付費負担金に 関すること	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が 32%負担している。	国民健康保険療養給付費等の負担金として国が 32%負担している。	現行のとおりとす る。
	2 9			
6 4	国保医療費通知に関 すること	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	被保険者に正しい保険診療の状況を認識してもらい、医療費の適正化を図るため、受診状況について、全世帯を対象に通知する。	現行のとおりとす る。
	3 0			
6 5	国保高齢受給者証交 付事務に関すること	国民健康保険加入者で、70 歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	国民健康保険加入者で、70 歳以上の対象被保険者に高齢受給者証を交付する。	現行のとおりとす る。
	3 2			
6 6	居所不明被保険者調 査事務に関すること	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合、住民基本台帳担当課に調査及び削除を依頼する。	被保険者証等の郵便物の戻りを基に、居所不明者を確認調査し、不明と判明した場合、住民基本台帳担当課に調査及び削除を依頼する。	現行のとおりとす る。
	3 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
67	国民健康保険証更新 に関すること	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	被保険者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。	現行のとおりとする。
	34			
68	月報・年報の作成に 関すること	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	国保事業を適正かつ効率的に運営するための基礎資料として、毎月の事業内容を定期的に報告するもの	現行のとおりとする。
	42			
69	老人保健制度に関す ること	老人保健法に基づき事務等で、平成19年度までの制度の残務処理。 老人保健特別会計は、22年度をもって廃止し、23年度からは、一般会計で予算計上し、処理する。	老人保健法に基づき事務等で、平成19年度までの制度の残務処理。 老人保健特別会計は、22年度をもって廃止し、23年度からは、一般会計で予算計上し、処理する。	現行のとおりとする。
	45			
70	後期高齢者医療に関 すること	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	後期高齢者医療窓口事務を行い、広域連合との連携を図る。	現行のとおりとする。
	47			
71	退職者医療に関す ること	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付を受けることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	国民健康保険の被保険者のうち、年金の給付を受けることができる方に、退職者被保険者証を交付する。	現行のとおりとする。
	50			
72	後期高齢者支援金に 関すること	後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金を納付する。	後期高齢者医療制度の医療費に充てられる後期高齢者支援金、病床転換支援金及び事務費拠出金を納付する。	現行のとおりとする。
	51			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7 3	前期高齢者の財政調整に関すること	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	前期高齢者の医療の負担の平準化を図るため、前期高齢者の加入率に応じて、財政調整を行うもの。前期高齢者の加入率が全国平均を上回る保険者に対しては、前期高齢者交付金が交付される。	現行のとおりとする。
	5 2			
7 4	騒音・振動規制法に係る届出に関すること	騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。	騒音規制法、振動規制法に基づき提出された届出の受理を行い、必要な場合、受理書を発行する。	現行のとおりとする。
	2			
7 5	産業廃棄物の適正処理の指導に関すること	産業廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。	産業廃棄物の適正な処理を確保し、環境汚染の未然防止を図る。	現行のとおりとする。
	3			
7 6	ごみ処理統計に関すること	ごみ及び資源物の統計を取り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	ごみ及び資源物の統計を取り、ごみ及び資源物の発生状況や資源化・減量化状況を把握する。	現行のとおりとする。
	1 2			
7 7	こどもエコクラブに関すること	次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。	次代を担う子供たちを対象に、自主的活動や体験を通じて、環境に対する知識と関心を育む。	現行のとおりとする。
	1 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
78	ごみ資源化（容器包装リサイクル法関連）に関すること	容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。	容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の資源化を推進する。	現行のとおりとする。
	20			
79	大気汚染に関すること	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置 ・鍋山地区環境整備懇談会	・県と工場等の調査指導 ・特定施設設置等届出の受付 ・アスベスト相談窓口設置	現行のとおりとする。
	26			
80	公害防止協定（事業所の新増設に係る事前協議を含む）に関すること	公害防止協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	公害防止協定及び細目協定を企業と締結し、事前協議時の指導や立ち入り調査を行う。	現行のとおりとする。
	28			
81	事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関すること	事業系一般廃棄物の収集運搬業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元の事業者にも分別等を指導する。	事業系一般廃棄物の収集運搬業者のとちぎクリーンプラザへの搬入を検査し、搬出元の事業者にも分別等を指導する。	現行のとおりとする。
	29			
82	騒音・振動に関すること	騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、特定工場や特定建設作業等の騒音・振動に関する事務を行う。	騒音・振動などが、住民の健康や生活環境に与える害を防ぐことを目的とし、特定工場や特定建設作業等の騒音・振動に関する事務を行う。	現行のとおりとする。
	30			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8 3	公害苦情処理に関する こと	水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	水質汚濁や大気汚染等にかかる苦情の受付及びその原因調査、原因者に対する指導を行う。	現行のとおりとする。
	3 2			
8 4	悪臭に関すること	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	・工場等の監視、測定、指導を行う。 ・苦情の受付、相談、現地調査を行う。	現行のとおりとする。
	3 4			
8 5	し尿の収集（体制） に関すること	許可業者が地域ごとに分担して、し尿の汲み取りを行っている。	許可業者が地域ごとに分担して、し尿の汲み取りを行っている。	現行のとおりとする。
	3 5			
8 6	一般廃棄物処理業 （し尿を除く）の許 可に関すること	市内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分業の許可を与える。	現行のとおりとする。
	3 7			
8 7	浄化槽清掃業及び一 般廃棄物処理業（浄 化槽汚泥・汚水）の 許可に関すること	市内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の許可を与える。	町内の一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の許可を与える。	現行のとおりとする。
	4 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8 8	地球温暖化対策に関すること	環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくるために、地球温暖化対策の各種取組みを推進する。	環境に負荷の少ない将来に持続可能な社会をつくるために、地球温暖化対策の各種取組みを推進する。	現行のとおりとする。
	4 2			
8 9	公用車（業務用）の整備に関すること	業務用車両を適正に管理し、安全性の確保を図るとともに、故障に対しては迅速に対応する。	業務用車両を適正に管理し、安全性の確保を図るとともに、故障に対しては迅速に対応する。	現行のとおりとする。
	4 3			
9 0	墓地埋葬等の許可事務に関すること	墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	墓地埋葬法に基づき、改葬等の許可を行う。	現行のとおりとする。
	5 3			
9 1	火葬業務に関すること	火葬許可申請に基づき、火葬の許可、火葬許可証再発行を行う。	火葬許可申請に基づき、火葬の許可、火葬許可証再発行を行う。	現行のとおりとする。
	6 4			
9 2	油汚染対策に関すること	油による汚濁水の下流への流出について、職員による廃油処理剤での処理や専門業者委託により対応する。	油による汚濁水の下流への流出について、職員による廃油処理剤での処理や専門業者委託により対応する。	現行のとおりとする。
	6 9			
9 3	都市計画法第32条等の規定に基づく協議に関すること	都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所について、開発行為申請人と協議を行う。	都市計画法第32条等の規定により新たに設置されるごみ集積所について、開発行為申請人と協議を行う。	現行のとおりとする。
	7 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
94	犬のトイレに関する こと	【大平地域】 ・犬のフンによる環境悪化を防ぐため7箇所に設置。 ・回収は不法投棄監視員が週1回行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	82			
95	霊柩車の管理に関する こと	斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。	佐野地区衛生施設組合で斎場に付属して霊柩車を配置し管理を行う。	現行のとおりとする。
	87			
96	大平町ごみ減量協力 店制度に関する こと	【大平地域】 ごみ減量化に積極的に取り組む小売店をごみ減量協力店として認定し、その推進を図る。	該当なし	現行のとおりとする。
	93			
97	水質浄化装置に関する こと	河川の水質を浄化するため設置した浄化装置の維持管理を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	97			
98	環境美化啓発看板に 関すること	ごみの不法投棄防止や犬のふん放置対策の看板を作成し、周知・啓発を図る。	ごみの不法投棄防止や犬のふん放置対策の看板を作成し、周知・啓発を図る。	現行のとおりとする。
	98			
99	地域女性史の販売に 関すること	平成19年3月に刊行された、地域女性史の販売・管理を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	15			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	岩舟町	
1	事務事業番号	岩舟町	岩舟町においては、 栃木市（藤岡地域）の 例により合併時に統合 する。
	斎場使用許可に関する こと 6 3	斎場の予約については、本庁に設置した火葬台帳により管 理する。 斎場使用許可証の発行については、本庁及び各総合支所で 行い、各総合支所における手続きについては、予約の確認や 許可番号等を本庁との電話連絡により行う。 藤岡地域においては、栃木市斎場と佐野市斎場を使用し、 その他の地域については栃木市斎場のみを使用している。	
2	戸籍届等の時間外受 付に関すること 6 4	業務時間外の戸籍届出を、宿直または日直により 受付する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	保険財政調整基金の 取扱いに関すること 1 6	栃木市国民健康保険財政調整基金条例 ・ 国民健康保険の保険財政を健全に維持するため、栃木市国 民健康保険財政調整基金を設置する。	
4	国保レセプト点検に 関すること 2 4	医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検を することにより、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る。 レセプト点検員による。 (臨時職員)	栃木市の例により合 併時に統合する。
	国民健康保険システ ムに関すること 4 3	住民異動や離職等に伴う国民健康保険に関する住民個々 の履歴をデータベースにて管理する。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	国民年金システムに関すること	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	住民異動や離職等に伴う国民年金に関する住民個々の履歴をデータベースにて管理する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	44			
7	外国人障がい者・高齢者特別給付金に関すること	無年金外国人に対して給付金を支給する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	48			
8	改葬許可に関すること	・栃木市内に埋葬、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移したいと希望する者に改葬を許可する。 ・改葬許可手数料 200 円	・岩舟町内に埋葬、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移したいと希望する者に改葬を許可する。 ・改葬許可手数料 無料	栃木市の例により合併時に統合する。
	1			
9	一般廃棄物の処理計画に関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみと排水処理について収集及び処分の方法等を告示する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ処理について収集及び処分の方法等を告示する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			
10	エコオプイス推進体制に関すること	エコオプイス推進実行計画の検証等を行う組織を設置する。 ・エコオプイス推進会議 ・エコオプイス推進部会 ・エコ推進員	岩舟町地球温暖化対策実行計画等を推進するため の組織を設置する。 ・環境管理統括者（副町長） ・環境管理監督者（住民生活課長） ・環境活動責任者 ・環境活動推進員	栃木市の例により合併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1 1	環境報告書に関する こと	環境基本条例に基づき、環境の状況等について公表する。	環境基本条例に基づき、環境の状況等について公表する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 5			
1 2	ごみ問題に係る団体 に関すること	ごみ問題に係る団体が実施するマイバグキャンペーン等の活動を支援する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 6			
1 3	地球温暖化対策実行 計画に関すること	地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出抑制等に関する実行計画を平成23年5月に策定し、実施している。	地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスの排出抑制等に関する実行計画を平成21年3月に策定し、実施している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2			
1 4	水質汚濁に関するこ と	環境保全協定締結工場からの排水調査や身近な河川の水質調査を行い、水質保全を図る。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 6			
1 5	衛生害虫の苦情及び 消毒機器の貸出に関 すること	・スズメバチや衛生害虫の苦情については、所有者や管理者への対応依頼や業者紹介をしている。また、緊急性の高いものについては、駆除を行っている。 ・自治会に対し、衛生害虫駆除のための動力噴霧機を無料で貸し出す。（栃木・藤岡地域）	・スズメバチや衛生害虫の苦情については、所有者や管理者への対応依頼や業者紹介をしている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	雑草の苦情に関する こと	・現地確認を実施し、雑草が伸びているときは、土地所有者に対し、適正な土地の管理を促すため、訪問のうえ草刈を実施するよう直接指導または通知をする。	・現地確認を実施し、雑草が伸びているときは、土地所有者に対し、適正な土地の管理を促すため、訪問のうえ草刈を実施するよう直接指導または通知をする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	65	・市民に対し、草刈り機の貸出しを行う。		
17	環境マネジメントに 関すること	環境省が進める環境活動評価プログラムを基本に、市の事務事業に即した環境マネジメントシステムの構築を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	70			
18	ビオトープに関する こと	生物とふれあう場をつくり、人と動植物が共存できる生息空間を創造するため、学校、子ども会、育成会等と協力して、校庭や空き地等を利用したビオトープづくりを推進する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	71			
19	公衆便所の管理に 関すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市民の利便性のため公衆便所を設置し、公衆衛生向上のためその管理を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	76			
20	環境づくり市民会議 に関すること	環境基本計画推進のため、市民・事業者・市が協働して取り組む組織を設置する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	92			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
2 1	美化活動（キャンペーン）に関すること	・とちぎの環境美化県民運動に合わせて全市域で一斉清掃を行う。 ・各地域持ち回りで環境美化キャンペーンとして、6月に清掃活動を実施。 ・渡良瀬クリーン運動や、クリーンアップ作戦など、地域独自の美化活動を実施。	・とちぎの環境美化県民運動に合わせて町内で一斉清掃を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	9 6				
2 2	ごみステッカーに関すること	・ごみ分別違反等ステッカーにより、ごみ出しルールの啓発を図る。 ・視覚障がい者のごみ出しを支援するため、視覚障がい者用ステッカーにより、ごみ分別に誤りがあったても回収を行う。	・ごみ分別違反等ステッカーにより、ごみ出しルールの啓発を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	9 9				
2 3	省エネ法に関すること	省エネ法に基づき、毎年、市有施設のエネルギー使用に関する定期報告書及び中長期計画書を国に提出する。	エネルギー使用量が基準以下のため、提出の必要なし。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	1 0 2				
2 4	水道に係る権限移譲事務に関すること	・平成22年度に、県から水道法及び県小規模水道条例に基づく事務が移譲された。 ・移譲事務については、水道事業管理者へ委託している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。	
	1 0 4				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
25	放射線測定に関する こと	・本庁舎及び各総合支所庁舎において、放射線量を定期的に測定し公表することにより、市民の不安解消に努めるとともに、放射線量の変動を監視する。 ・小中学校等については、各施設所管課で測定・公表する。 ・放射線量測定器の市民向け貸出しを行う。	・小中学校、保育園において、放射線量を定期的に測定し公表することにより、町民の不安解消に努めるとともに、放射線量の変動を監視する。 ・放射線量測定器の町民向け貸出しを行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	107			
26	レジ袋削減推進協議 会に関すること	地球温暖化防止対策の一環として、レジ袋の削減を推進するため、事業者、商工団体、消費者団体及び行政で構成する協議会を設置し、啓発事業などを行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	110			
27	青少年行政の総合企 画調整に関すること	青少年健全育成を図るため、栃木市青少年問題協議会を構成する関係機関・団体間の連絡調整を図り、青少年対策活動の推進に寄与する ・青少年健全育成助成金 ・模範児童生徒表彰 ・家庭の日普及啓発 ・その他	青少年健全育成を図るため、各種団体との連絡調整を図り、青少年育成活動の推進に寄与する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			
28	青年海外協力隊に関 すること	JICAボランティアである青年海外協力隊員が居住地又は勤務地の首長に対して表敬訪問を行うもの。 ・市長日程調整後、表敬訪問となる。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	21			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
29	立入調査に関するこ と	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止を図る。 ・立入調査員 9名 ・下都賀地区広域立入調査実施委員会 ・合同調査は年2回 ・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町 ・市単独立入調査	青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為の防止を図る。 ・立入調査員 4名 ・下都賀地区広域立入調査実施委員会 ・合同調査は年2回 ・構成団体：栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町 ・町単独立入調査	栃木市の例により合併時に統合する。
	23			
30	下都賀地区青少年育 成推進連絡協議会に 関すること	地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整をはかり、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・会員数は54名 ・任期は2年で再任を妨げない。 ・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会 ・下都賀地区立入調査 ・その他広報、啓発	地区内における青少年の健全育成をはかるため、県、市、町間の連絡調整をはかり、問題の調査研究を行い、青少年対策活動の推進に寄与する。 ・会員数は54名 ・任期は2年で再任を妨げない。 ・栃木県少年の主張発表下都賀地区大会 ・下都賀地区立入調査 ・その他広報、啓発	栃木市の例により合併時に統合する。
	24			
31	青少年育成支援施設 【(仮称) わいわい工 房、(仮称) 自遊広 場】の整備に関する こと	・中高生を含む若者が集い、自主的に事業を企画運営することにより、自立心や社会規範を身につけ、街の賑わいにも寄与できる 「(仮称) わいわい工房」を整備する。 ・次代を担う若者が活気にあふれ、おしゃべりし、自由に遊べる「(仮称) 自遊広場」を、各地域に整備する。 ・平成24年度に施設の利用対象者である中高生及び18歳から35歳までの若者に対して、市の方向性を決めるうえでのアンケートを行う。	該当なし	合併時に整備済であれば、栃木市の例により統合する。
	354			
32	男女共同参画推進体 制に関すること	庁内推進体制 ・男女共同参画推進本部 ・男女共同参画推進本部幹事会 ・男女共同参画推進本部検討部会	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
33	男女共同参画審議会の運営に関すること	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する上で必要な事項を審議する。 ・組織 委員は20名以内で組織し、市長が委嘱する。 男女の比率は一方が4/10を下回ってはならない。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	4			
34	男女共同参画推進広報紙発行事業に関すること	男女共同参画に対する理解と関心を深め、その一層の推進を図るため広報紙を発行する。また、編集は男女共同参画地域推進員に依頼し、人材育成の場とする。 ・年1回（業者印刷） ・50,000部 ・広報紙折込による全戸配布 ・編集員 13名	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			
35	男女共同参画に関する相談事業に関すること	男女共同参画に関する意見・相談を受け付け、関係機関と連携し解決に努める。 ・内容 男女共同参画の施策に対する意見等及び男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談の申出 ・対象 市民、事業者及び教育関係者	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8			
36	とちぎし男女共生大学に関すること	男女共同参画社会の実現に向け、行動する人材育成のため連続講座を開催する。 ・8回開催（5～9月） ・H23受講者数 延べ185名 ・運営委員を公募し、講座の運営にあたる。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	14			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

3. 合併後に統合

No.	事務事業名	現 況					調整内容
	事務事業番号	栃木市				岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域		
1	青年団体の育成・支援に関すること	青年団体の育成を通し、青少年の健全育成を図る。 ・とちぎユースネットワーク ・会員数 14名 ・サンタの宅配便等 ・補助金 30,000円 ・青年団はない。	青年団体の相互協力と各種事業活動を通し、青年の教養、交流、交歓を深め、まちづくりの発展に寄与する。 ・大平町青年団体連絡会 ・加入団体数 4団体 ・成人式開催への協力等 ・補助金 30,000円	該当なし	青年団体の育成を通し、青少年の健全育成を図る。 ・都賀町青年団体連絡会 ・サンタの宅配便等 ・補助金 18,000円	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統合するよう働きかける。
	19						

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

4. 合併時に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容	
		栃木市							
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟町		
1	地下水及び土壌汚染防止に関すること	地下水の水質調査を行い、有害物質による水質汚濁の状況を監視する。 ・ 29 地点 26 項目	地下水の水質調査を行い、有害物質による水質汚濁の状況を監視する。 ・ 17 地点 3 項目	一般廃棄物最終処分場周辺の井戸、放流水の水質調査を行い、汚濁の状況を監視する。 ・ 6 地点 29 項目	地下水の水質調査を行い、有害物質による水質汚濁の状況を監視する。 ・ 24 地点 17 項目	該当なし	・ 地下水の水質調査を行い、有害物質による水質汚濁の状況を監視する。 ・ 9 地点 12 項目	合併時に再編する。	
	7 8	土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。					土壌汚染や無秩序な埋立て等に伴う災害の発生を防止する。		
No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容	
		栃木市							
		岩舟町							
2	ごみ集積所に関すること	ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。 申請者：栃木地域 保健委員 大平地域 大平町地域環境美化推進員 藤岡地域 自治会長 都賀地域 自治会長又は保健委員 西方地域 自治会長、開発業者等						ごみ集積所の新設、廃止、移設等の管理事務を行う。 申請者：自治会長	合併時に再編する。
	7 9								
3	人材育成事業に関すること	女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供や事務手続きの支援を行う。 ・次世代人材づくり事業 内容 県外研修 (H23) 参加者 青年リーダー 2 名、女性リーダー 1 名 ・日本女性会議 開催地 島根県松江市 (H23) 参加者 7 名						女性・青年の能力開発・人材育成を目的に実施される研修会等の情報提供や事務手続きの支援を行う。 ・次世代人材づくり事業 内容 県外研修 (H23)	合併時に再編する。
	9								

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

5. 合併後に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容	
		栃木市				岩舟町		
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域			西方地域
1	犬猫等死骸収集業務 に関すること	道路等の犬猫等の死骸を平日は職員、休・祝日は業者委託により収集	道路等の犬猫等の死骸を、月～土曜日は業者委託、休・祝日は職員により収集	道路等の犬猫等の死骸を、平日は業者委託、休・祝日は職員により収集	道路等の犬猫等の死骸を、職員及び業者により収集	道路等の犬猫等の死骸を、職員及び不法投棄巡視員により収集	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編 する。	
	6 6	飼い動物の死骸は、有料で戸別収集する。						該当なし
No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容	
		栃木市				岩舟町		
		環境教育・啓発に関する こと						
2	1 7	・水辺教室等の出前講座 ・とちぎ市民環境まつりの開催 ・広報紙、ホームページの活用 ・国県等の環境情報の提供					・岩舟町健康福祉・環境まつりの開催 ・広報紙、ホームページの活用 ・国県等の環境情報の提供	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編 する。
		男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。						
3	男女共同参画推進事 業に関する こと	男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。					合併後に再編する。	
		1						

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容
		栃木市					岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
4	男女共同参画推進講演会に関すること	とらぎし男女共同参画のつどいを開催する。 ・標語・写真コンテスト表彰 ・講演会	おおひら男女共同参画のつどいを開催する。 ・講話 ・寸劇 ・おしゃべりティータイム	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 なお、団体等については、合併後、統合するよう働きかける。
	6	主催：栃木市 栃木市男女共同参画地域推進員						
5	女性団体等の育成・支援に関すること	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・栃木市栃木女性団体連絡協議会 ・男女共同参画推進自主グループ 5団体	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・栃木市大平女性団体連絡協議会 ・男女共同参画推進自主グループ 1団体	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・栃木市藤岡女性団体連絡協議会	女性団体等の活動支援を行い、男女共同参画社会の推進を図る。 ・栃木市都賀女性団体連絡協議会	該当なし	該当なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 なお、団体等については、合併後、統合するよう働きかける。
	1 1							

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

生活環境部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
6	男女共同参画地域推進員に関すること	県から委嘱を受けた男女共同参画地域推進員の活動を支援、また、協働して男女共同参画社会の推進を図る。 ・推進員数 88 人 ・男女共同参画地域推進員申込書等の県への取次ぎ ・全体会議の運営 ・協働による啓発活動の実施 ・情報提供	男女共同参画社会の実現を目指して、広く地域で活動する。 ・推進員数 1 人	合併後に再編する。
	1 3			